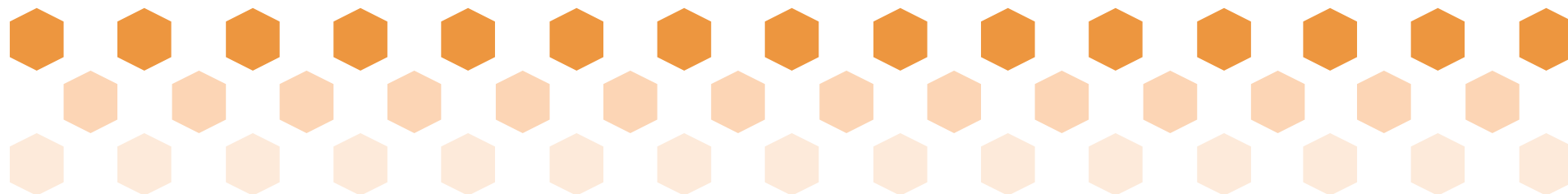


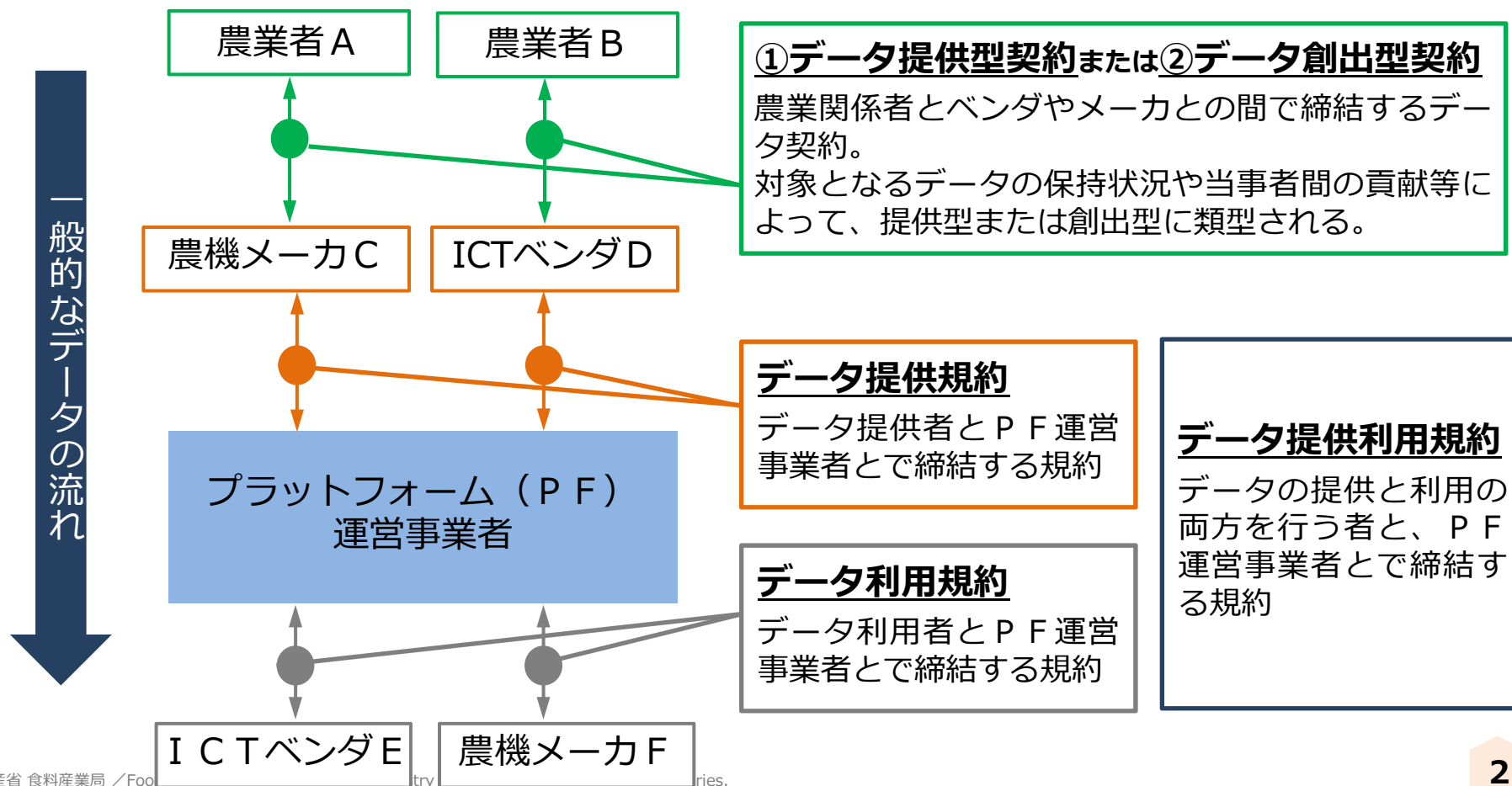
農業分野におけるデータ契約ガイドライン



農林水産省
食料産業局

農業分野におけるデータ契約の全体像について

- 農業関係者が提供または創出させたデータをベンダやメーカー等がプラットフォームに共有させ、第三者のベンダ等にデータ共有させるという一般的なデータ流通における契約または規約の全体像は以下のとおり。
- **P F 運営事業者と直接の契約当事者として想定されるのはベンダやメーカー等の事業者**であり、農業関係者が直接の契約当事者となる場合は I C T に精通する一部の者に限定されると想定。



ガイドラインの検討に当たっての基本的な考え方

農業分野におけるデータ契約ガイドラインの検討に当たっては、以下の1～3の考え方を基本とする。

1. データの利用に関する契約一般に幅広く適用され得る経産省ガイドライン（データ編）を踏まえ、**農業分野の特殊性**の有無について分析し、本ガイドラインに盛り込むべき事項を検討する。
2. 農業分野の特殊性が認められる事項については、契約を締結するに当たって留意すべき事項等を検討し、必要な内容は**契約のひな形**に盛り込む。
3. 農業関係者の理解が得られやすいよう、ガイドラインにおいては**農業現場の具体例**等を盛り込む。

データ提供型契約のモデル契約書案 ポイント

○ 経産省G Lの構成を踏まえつつ、農業の特殊性等を踏まえ農業データG L独自の規定（赤字の条項）を規定。

経産省G L	農業データG L
第1条（定義）	第1条（定義）
第2条（提供データの提供方法）	第2条（提供データ等の提供方法）
第3条（提供データの共同利用許諾）	第3条（提供データ等の利用許諾）
第4条（対価・支払条件）	第4条（対価・支払条件）
第5条（提供データの非保証）	第5条（提供データ等に関する保証および非保証）
第6条（責任の制限等）	第6条（責任の制限等）
第7条（利用状況）	第7条（利用状況の報告および監査）
第8条（提供データの管理）	第8条（提供データ等の管理）
第9条（損害軽減義務）	第9条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）
第10条（秘密保持義務）	第10条（秘密保持義務）
第11条（派生データ等の取扱い）	第11条（派生データ等の取扱）
第12条（有効期間）	第12条（有効期間）
第13条（不可抗力免責）	第13条（不可抗力免責）
第14条（解除）	第14条（契約の解除）
第15条（契約終了後の措置）	－（第14条（契約の解除）で相当条項を規定）
第16条（反社会的勢力の排除）	－（第14条（契約の解除）で相当条項を規定）
－（相当する条項なし）	第15条（通知）
第17条（残存条項）	第16条（存続条項）
第18条（権利義務の譲渡禁止）	第17条（契約の地位の譲渡）
第19条（完全合意）	第18条（完全条項）
第20条（準拠法）	第19条（準拠法）
第21条（紛争解決）	第20条（紛争解決）

データ提供型契約のモデル契約書案 ポイント

経産省G Lが示す契約条項例や法的論点の整合性に考慮しつつ、農業分野における特殊性を踏まえ、主に以下の部分は、本G Lにおいて独自に規定。

提供データ等の利用許諾または譲渡（第3条関係）

- データ提供者のみに提供データ等の利用権限が帰属する前提に、**データ提供者に、いつでもその意思により提供データ等の利用停止を求めることができる旨を規定。**（第3条第5項・第6項）
- 派生データの経済的価値を確保する観点から、**派生データの利用停止等はやできない旨を規定。**（第3条第7項）

提供データ等に関する保証及び非保証（第5条関係）

- データ提供者には、適法かつ適切な方法によって取得された旨だけを約束させ、経産省G Lで規定される**提供データ等の正確性、完全性、安全性、有効性（目的への適合性）、第三者の知財権侵害の非該当性に加え、提供データ等が契約期間中継続して提供されることのない旨も保証しない**旨を規定。（第5条第3項）
- データ受領者から、黙示的な保証違反を主張された場合に対抗・排斥できるよう、**明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データ等について一切の保証をしない**旨を明文化。（第5条第3項）

提供データ等の管理（第8条関係）

- 農業データG Lでは、**派生データの利用権限をデータ提供者も有する**ことを前提に（第11条関係で詳述）、**提供データ等のみならず、派生データもデータ受領者に「善良な管理者の注意をもって管理・保管」させる**旨を規定。（第8条第1項・第2項）
- 分かりやすい表現とするため、「我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど」と具体的に例示。（第8条第1項）

データ漏えい等の場合の対応及び責任（第9条関係）

- **不可抗力免責事由の適用について、**（データ受領者が通信設備等を適切に管理するなどの対応を行っていない場合も安易に免責されるものではなく、）**データ受領者が適切な管理を行っていたことを立証した場合に限る旨を明確化。**（第9条第6項）
- 同規定については、創出型データ契約においても同様に適用。（創出型契約第12条第8項）

派生データの取扱（第11条関係）

- 派生データに対する知見の寄与度による利用権限の有無・割合を決定するという観点と、データ提供者である農業関係者等の意識や懸念を考慮し、農業関係者等の提供データ等に対する懸念をできる限り排除できるという観点から、**データ提供者とデータ受領者は、本目的のために派生データを利用することができる**旨を規定。（第11条第1項・第4項）

データ創出型契約のモデル契約書案 構成

○ 経産省G Lの構成を踏まえつつ、農業の特殊性等を踏まえ農業データG L独自の規定（赤字の条項）を規定。

経産省G L	農業データG L案
<p>第1条（定義）</p> <p>－（相当する条項なし）</p> <p>第2条（データの利用権限の配分）</p> <p>第3条（データの加工等及び派生データの利用権限）</p> <p>第4条（対象データ及び派生データの非保証）</p> <p>第5条（個人情報の取扱）</p> <p>第6条（利用権限の配分に対する対価）</p> <p>第7条（収益の分配）</p> <p>第8条（分担金の支払い）</p> <p>第9条（第三者の権利により利用が制限される場合の処理）</p> <p>－（相当する条項なし）</p> <p>－（相当する条項なし）</p> <p>第10条（データの管理）</p> <p>第11条（秘密保持義務）</p> <p>－（相当する条項なし）</p> <p>－（相当する条項なし）</p> <p>第12条（対象データの範囲の変更）</p> <p>第13条（有効期限）</p> <p>第14条（不可抗力免責）</p> <p>第15条（解除）</p> <p>第16条（契約終了時のデータの取扱）</p> <p>第17条（反社会的勢力の排除）</p> <p>第18条（残存条項）</p> <p>第19条（権利義務の譲渡禁止）</p> <p>－（相当する条項なし）</p> <p>第20条（完全合意）</p> <p>第21条（準拠法）</p> <p>第22条（紛争解決）</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>第2条（当初データ等の取得）</p> <p>第3条（当初データ等の利用権限等）</p> <p>第4条（派生データの利用権限等）</p> <p>第5条（当初データ等及び派生データの非保証）</p> <p>－（第2条（当初データ等の取得））で相当条項を規定</p> <p>第6条（利用権限の配分に対する対価）</p> <p>第7条（収益の分配）</p> <p>第8条（分担金の支払い）</p> <p>－（第13条（データの漏えい等の場合の対応及び責任）で相当条項を規定）</p> <p>第9条（報告等）</p> <p>第10条（利用状況の報告及び監査）</p> <p>第11条（相手方受領データの管理）</p> <p>第12条（秘密保持義務）</p> <p>第13条（データの漏えい等の場合の対応及び責任）</p> <p>第14条（責任の制限等）</p> <p>第15条（当初データ等の範囲の変更）</p> <p>第16条（有効期間）</p> <p>第17条（不可抗力免責）</p> <p>第18条（契約の解除）</p> <p>－（第18条（契約の解除）で相当条項を規定）</p> <p>－（第18条（契約の解除）で相当条項を規定）</p> <p>第19条（存続条項）</p> <p>第20条（契約の地位の譲渡）</p> <p>第21条（通知）</p> <p>第22条（完全条項）</p> <p>第23条（準拠法）</p> <p>第24条（紛争解決）</p>

データ創出型契約のモデル契約書案 ポイント

経産省G Lが示す契約条項例や法的論点の整合性に考慮しつつ、農業分野における特殊性を踏まえ、主に以下の部分は、本G Lにおいて独自に規定。

当初データ等の取得（第2条関係）

- 取得する当初データ等のデータ項目と取得方法を契約書で特定するとともに、**データ受領者がデータ提供者に開示していない方法や不正な手段で当初データ等を取得等ができない**旨を規定。（第2条第1項）

当初データ等の利用権限等（第3条関係）

- **当初データ等について**、特段の事情がない限り、**データ提供者も利用権限を有する**ことを前提にした上で、具体的な利用権限を別紙により詳細に規定するという方法を規定。（第3条第1項）
- データ提供者に対する当初データ等へのアクセス権を認めないものの、**データ提供者が当初データ等の利用を望む場合にデータ受領者に申請する手続を設けることにより、データ提供者が当初データ等を入手**できる方法を規定。（第3条第2項）（同規定については、派生データにおいても同様に適用。（第4条第2項））

派生データの利用権限等（第4条関係）

- 派生データと当初データ等で利用権限を同じとする考え方は理解しやすく、また、派生データの生成に当たりデータ受領者によって当初データ等に加えられる付加価値により当初データ等に対するデータ提供者の利用権限がなくなるわけではないと考えられるため、**データ受領者に加え、データ提供者も派生データを利用できる**旨を規定。（第4条第1項・第5項）

データ共用型契約のモデル契約書案 構成

- 経産省G Lでは、データ共用型契約におけるモデル的な契約条項案は示されていない。
- このため、経産省G Lにおける共用型契約に係る「利用規約における主要事項」と農業データG L案のモデル条項との間で対応する事項（条項）について、次頁以降でその対応関係を整理。

農業データG L案 契約条項案	経産省G L 利用規約における主要事項
第1条（定義） 第2条（提供データの提供方法） 第3条（提供データに関する適切な取得および保証／非保証） 第4条（データ提供者による提供データのデータ利用者への提供） 第5条（データ利用者による利用） 第6条（提供データの管理） 第7条（プラットフォーム事業者の運営責任等） 第8条（プラットフォーム事業者による利用サービスの提供） 第9条（責任の制限等） 第10条（派生データ等の取扱） 第11条（データ漏えい等の場合の対応及び責任） 第12条（秘密保持義務） 第13条（規約の解除） 第14条（不可抗力免責） 第15条（規約上の地位の譲渡） 第16条（通知） 第17条（存続条項） 第18条（完全条項） 第19条（準拠法） 第20条（紛争解決）	1 提供データまたは利用データ・利用サービスの利用を許諾する範囲（利用範囲） 2 提供データに関するデータ提供者の責任（保証／非保証） 3 派生データ等の成果物の権利関係 4 監査及び苦情・紛争処理 5 プラットフォーム事業者の義務・責任 6 データ提供者・データ利用者の義務・責任 7 利用規約違反時の制裁措置 8 脱却時・終了時における提供データや成果物の取扱

データ共用型契約のモデル契約書案 ポイント

経産省GLが示す法的論点の整合性に考慮しつつ、農業分野における特殊性やデータプラットフォームの性格等を踏まえ、契約条項例を策定したところ、主なポイントは以下のとおり。

利用範囲（第1条・第2条関係）

- **規約に同意するデータ利用者なら誰でも参加を許諾するオープンPF**とし、その旨を規約雛形に明記。（第2条第1号）
- **利用制限を設定するデータを「プライベート・データ」、それ以外のデータであって何ら制限なく利用できるものを「パブリック・データ」と定義し**、データ提供者の選択に基づき、**PFの管理画面上でプライベート・データとパブリック・データの区別を設定**する方法を規定。（第5条第3項）

提供データに関するデータ提供者の責任（保証／非保証）（第3条・第4条関係）

- **データ提供者ができるだけ安心して**、かつ**無償またはできるだけ安価な対価でデータ提供**してもらうことを優先し、**提供データの原則的非保証を規定**し（第4条第3項）、提供データについて責任を負担すべき場合を限定的に規定。
- **農業関係者は自身が提供したデータがどのようにして、また誰に利用されることになるのか非常にセンシティブになるのが通常**であり、農業関係者の利益保護とPF事業の継続性を担保する観点から、**予め農業関係者にデータ提供に係る同意書を取得**する旨を規定。（第4条第2項）
- 事後に元のデータ提供者との間でトラブルとなり、場合によって元のデータ提供者からデータ利用停止や損害賠償が請求されるリスクを回避する手段として、**データ提供者は、適法かつ適切な方法によって提供データが取得されたものである旨を表明保証**することを規定。（第4条第1項）

派生データの利用権限等（第6条・第11条関係）

- **派生データの作成または利用に関し、新たにPF事業者によって創出された知的財産権は**、別段の規定や当事者間で別途合意をした場合を除き、**PF事業者に帰属**する旨を規定。（第11条第6項）
- **データ利用者が提供データを利用して新たな成果物やサービスを構築しようとするときは**、**利用範囲として予め設定**されている場合を除き、事前にデータ提供者に通知し承諾を得なければならず、知的財産権の帰属は、データ利用者とデータ提供者の間で誠実に協議し決定する旨を規定。（第6条第6項）

プラットフォーム事業者の義務・責任（責任限定）（第8条関係）

- **PF事業者には、自らが管理するシステムのセキュリティを適切なものにする**ことが求められるため、**「同種同等のプラットフォームで利用されるのと同種同等のセキュリティ」を備えてPFを適切に管理する旨を規定**。（第8条第1項）
- 農業分野では**公共の利益のために無償または実費程度でPF事業を運営する事例が想定**される中、営利目的のPF運営者と同等の責任を認めることは妥当ではない等の理由により、規約で明示的に開示した事項を除き、**PF事業者が、PFの運営に関して一切保証をせず責任も負担しない旨の規定を採用**。（第8条第2項）

利用規約違反時の制裁措置（第14条関係）

- 規約の解除事由にあたる場合であっても、PFに対するアクセスの一時停止措置を講じたほうが適切な場合もあると思われるため、一定の規約違反があった場合、**PF事業者が、当該違反者に対するプラットフォームへのアクセス停止措置を講ずることができる**旨を規定。（第14条第6項）

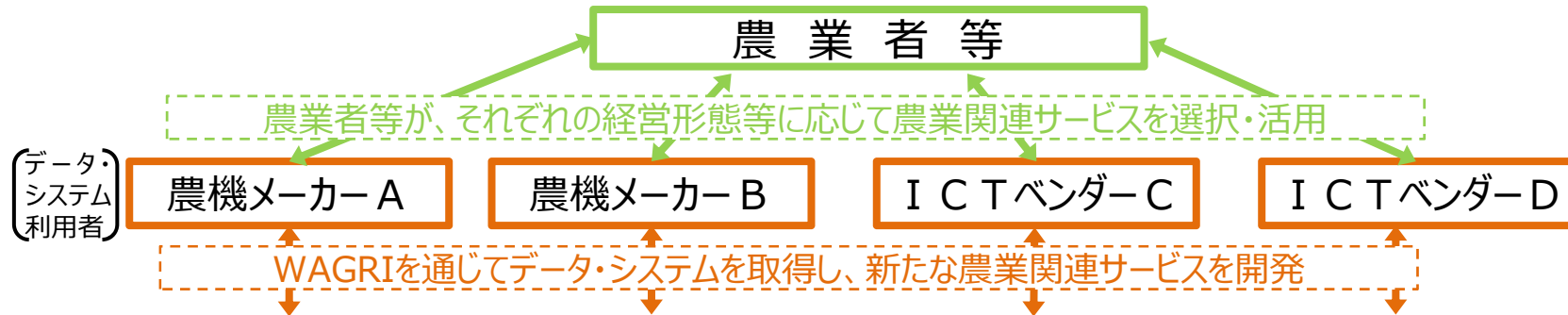
脱却時・終了時における提供データや成果物の取扱（第15条関係）

- **脱退をしたデータ提供者およびデータ利用者は**、それ以降、**PFへのアクセス権、PFを通じて入手したデータおよび利用サービスの利用権をいずれも喪失**する旨を規定。（第15条第1項）
- 脱退時まで利用していた提供データおよび派生データについては、PF事業者の求めに従い、**PFを通じて受領した提供データおよび派生データを自己のシステムから削除または消去しなければならない**とともに、それを**証明する書類をPF事業者に提出しなければならない**旨を規定。（第15条第2項）
- **データ提供者がPFから脱退した場合**、第5条第4項に準じて、**データ提供者はプラットフォーム事業者に対して、データの削除等を求めることができる**旨を規定。（データ利用者及び有償提供の場合は除く。）（第15条第3項）。

<参考 1> 農業データ連携基盤の構造

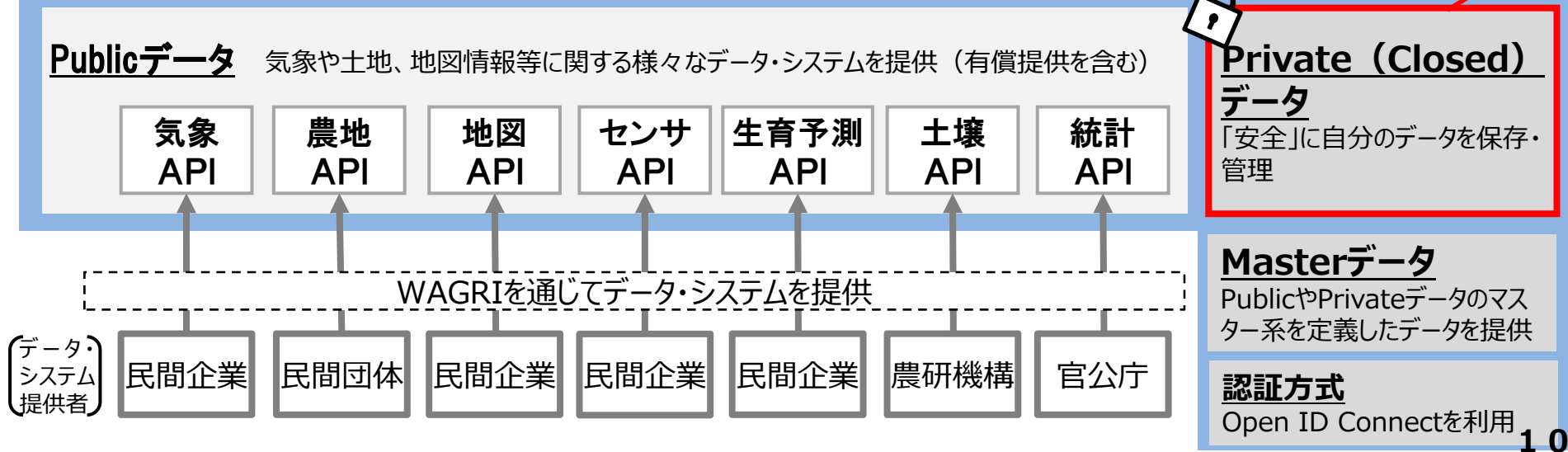
農業データ連携基盤に関する全国ブロック会議資料を参考に作成

- 農業データ連携基盤（WAGRI）は、農業ICTサービスを提供する**民間企業が競合しない領域におけるデータの共有サービス**として整備を進めている。
- WAGRIを通じて**気象や農地、地図情報等のデータ・システムを提供**し、民間企業が行う**サービスの充実や新たなサービスの創出を促す**ことで、**農業者等が様々なサービスを選択・活用**できるようにする。

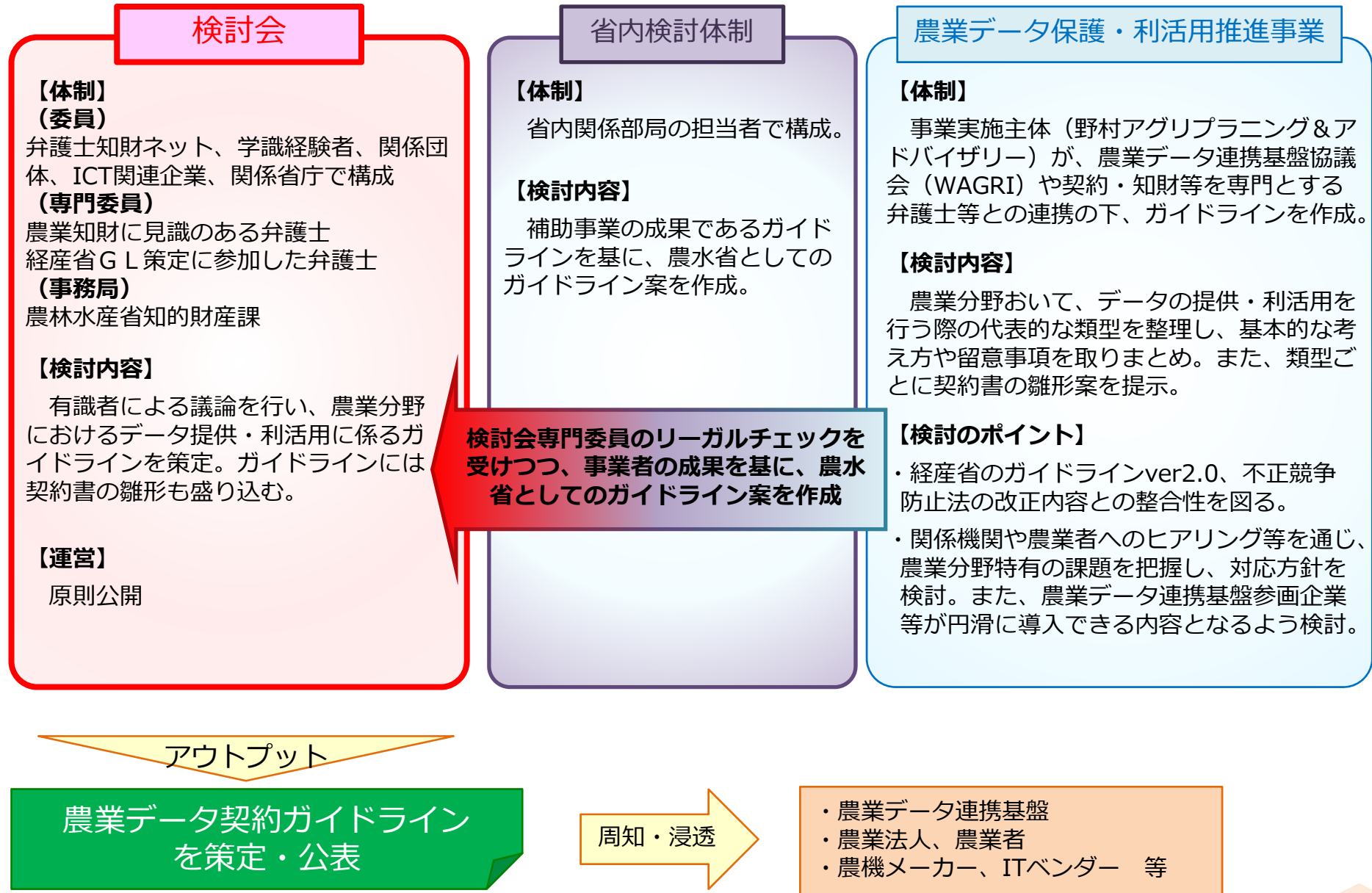


農業データ連携基盤（WAGRI）

- ・ WAGRI運営事業者も確認できない領域。
- ・ 農業者等との合意に基づき、農業データ連携基盤に接続する事業者等が、「どのデータ」を、「誰」に公開するか、自由に設定可能。



<参考2> ガイドライン策定に向けた検討体制（イメージ）



<参考3> 農業データ契約ガイドライン検討会の委員及び専門委員

委員（五十音順）

伊原 友己	三木・伊原法律特許事務所 弁護士
榎 淳哉	NECソリューションイノベータ株式会社 スマートアグリ事業推進本部長
岸本 淳平	公益社団法人日本農業法人協会 経営支援課長
小林 康幸	全国農業協同組合中央会 国際企画部 国際企画課長兼輸出・知財農業推進室長
小松 陽一郎	小松法律特許事務所 所長
神成 淳司	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
園田 秀二	株式会社クボタ 知的財産部 第一グループ長
田中 進	株式会社サラダボウル 代表取締役社長
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
平野 幸教	全国農業協同組合連合会 耕種総合対策部 アグリ情報室長

専門委員（五十音順）

大堀 健太郎	ライツ法律特許事務所 弁護士
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
殿村 桂司	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
尾城 亮輔	GVA法律事務所 弁護士
内田 誠	iCraft法律事務所 代表弁護士

オブザーバー

仁科 雅弘	内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官
吉田 宏平	内閣官房 情報通信技術総合戦略室 内閣参事官
松田 洋平	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長
渡邊 佳奈子	経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 室長
光吉 一	農林水産省 大臣官房 総括審議官
松本 賢英	農林水産省 大臣官房 政策課技術政策室 室長
秋葉 一彦	農林水産省 生産局 技術普及課 課長